

令和 6 年 1 2 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表
【 当 初 追 加 】

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 2 条 （略） （所得制限） 第 2 条の 2 （略） （1）ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の 1 月から 9 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の <u>加算対象扶養親族等（児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号。以下この項において「法」という。）第 9 条第 1 項及び第 9 条の 2 に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない 3 0 歳以上 7 0 歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）以外のものをいう。）及び生計維持児童（法第 9 条第 1 項及び第 9 条の 2 に規定する児童をいう。）の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</u> （2）ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の <u>加算対象扶養親族等（法第 1 0 条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない 3 0 歳以上 7 0 歳未満の扶養親族以外のものをいう。）</u> の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 2 ～ 4 （略） 第 3 条 ～ 第 1 4 条 （略）

主要改正点

- ・ 3 0 歳以上 7 0 歳未満の扶養親族のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しないものについては、所得基準額の加算の対象外としたこと。

旧
第 1 条 ～ 第 2 条 （略） （所得制限） 第 2 条の 2 （略） （1）ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の 1 月から 9 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の <u>所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したもの</u> の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 （2）ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の <u>扶養親族等</u> の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 2 ～ 4 （略） 第 3 条 ～ 第 1 4 条 （略）

印刷物番号

6 - 6 2
